

平成30年2月13日

## 仕 様 書

案件番号 214

納入期限	質疑書提出期限	同等品選定期限	見積書提出期限	地域要件
平成30年3月23日	平成30年2月15日		平成30年2月20日	市内業者

案件名 国民健康保険税パンフレットの印刷

納入場所 国民健康保険課

番号	品 名	仕 様	数量	単位
1	国民健康保険税パンフレット	別紙印刷製本仕様明細書等のとおり	15,000	部
2				
3				
4				
5				

(特記事項)

※本件は、所沢市競争入札参加資格者名簿に記載されている者で、且つ「印刷」の業種を希望業種として登録している者のみ見積書の提出が可能です。

※契約課に見本がありますので、必要に応じてご確認ください。

発注課	担当者	電話	FAX
国民健康保険課	岡部	04-2998-9131	04-2998-9061



# 平成 30 年度用パンフレット加除・訂正箇所

加除・訂正箇所は後日変更となる場合があります。

## 表紙

【訂正】 「平成 29 年度版」 「平成 30 年度版」

## 1 ページ

### 1 保険税とは

【訂正】

皆さんに納めていただく保険税は、国保加入者の医療給付費などの費用にあてられ、国保を運営するための重要な財源となります。

皆さんに納めていただく保険税は、国保加入者の医療給付や健康を支えるための保健事業などの費用にあてられ、国保を運営するための重要な財源となります。

### 5 保険税の税率等

【訂正】

\* 保険税の税率等(平成 29 年度分以後適用)は、以下のとおりとなっております。

\* 保険税の税率等(平成 30 年度分以後適用)は、以下のとおりとなっております。

【訂正】

下表のとおり

税率等	所得割税率	資産割税率	均等割額	平等割額	賦課限度額	対象になる方
医療給付費分	7.20%	27.00%	10,500 円	16,000 円	540,000 円	国保加入者全員
高齢者支援金等分	2.60%		11,000 円		190,000 円	国保加入者全員
介護納付金分	0.97%		6,700 円		160,000 円	40 歳から 64 歳までの国保加入者

税率等	所得割税率	資産割税率	均等割額	平等割額	賦課限度額	対象になる方
医療給付費分	7.20%	15.00%	14,300 円	16,000 円	540,000 円	国保加入者全員
高齢者支援金等分	2.60%		11,000 円		190,000 円	国保加入者全員
介護納付金分	1.50%		11,000 円		160,000 円	40 歳から 64 歳までの国保加入者

## 2 ページ

### 6 保険税の計算方法

#### 医療給付費分

##### 資産割額

###### 【訂正】

27%                      15%

##### 均等割額

###### 【訂正】

加入者1人につき    10,500円

加入者1人につき    14,300円

#### 介護納付金分

##### 所得割額

###### 【訂正】

= [前年の総所得金額 - 基礎控除 33万円] × 0.97%

= [前年の総所得金額 - 基礎控除 33万円] × 1.5%

##### 均等割額

###### 【訂正】

加入者1人につき    6,700円

加入者1人につき    11,000円

## 4 ページ

### (3) 低所得者世帯の軽減措置(申請の必要はありません)

###### 【訂正】

「27万円」    「27万5千円」

「49万円」    「50万円」

## 5 ページ

### 保険税Q & A

#### Q世帯主に～

###### 【訂正】

##### 1 医療給付費分

所得割額            2,330,000円 × 7.2% = 167,760円

資産割額            60,000円 × 27% = 16,200円

均等割額            10,500円 × 4人 = 42,000円

平等割額            16,000円(1世帯) = 16,000円

+ + + = (医療給付費分)  
 167,760 円 + 16,200 円 + 42,000 円 + 16,000 円  
 241,900 円  
 (年税額については 100 円未満切り捨て)

1 医療給付費分

所得割額 2,330,000 円 × 7.2% = 167,760 円  
 資産割額 60,000 円 × 15% = **9,000 円**  
 均等割額 14,300 円 × 4 人 = **57,200 円**  
 平等割額 16,000 円 (1 世帯) = 16,000 円  
 + + + = (医療給付費分)  
 167,760 円 + **9,000 円** + **57,200 円** + 16,000 円  
**249,900 円**  
 (年税額については 100 円未満切り捨て)

【訂正】

3 介護納付金分

所得割額 2,330,000 円 × 0.97% = 22,601 円  
 均等割額 6,700 円 × 2 人 = 13,400 円  
 + = (介護納付金分)  
 22,601 円 + 13,400 円 = 36,000 円  
 (年税額については 100 円未満切り捨て)

3 介護納付金分

所得割額 2,330,000 円 × 1.5% = **34,950 円**  
 均等割額 **11,000 円** × 2 人 = **22,000 円**  
 + = (介護納付金分)  
**34,950 円 + 22,000 円 = 56,900 円**  
 (年税額については 100 円未満切り捨て)

【訂正】

(医療給付費分) + (後期高齢者支援金等分)  
 + (介護納付金分) = (国民健康保険税)  
 241,900 円 + 104,500 円 + 36,000 円 = 382,400 円  
 (医療給付費分) + (後期高齢者支援金等分)  
 + (介護納付金分) = (国民健康保険税)  
**249,900 円 + 104,500 円 + 56,900 円 = 411,300 円**

Q3 人家族がいます。

【訂正】

(医療給付費分)  
 4 月から 8 月までの所得割額、資産割額、均等割額と平等割額  
 (医療給付費分)  
 4 月から 8 月までの所得割額、資産割額、均等割額、平等割額

【訂正】

( 所得割額+資産割額+31,500 円+16,000 円 ) × 5 か月/12 か月  
( 所得割額+資産割額+42,900 円+16,000 円 ) × 5 か月/12 か月

【訂正】

( 後期高齢者支援金等分 )  
4 月から 8 月までの所得割額と均等割額  
( 後期高齢者支援金等分 )  
4 月から 8 月までの所得割額、均等割額

6 ページ

Q 保険税を納めるには、口座振替を利用できますか？

【訂正】

保険税は口座振替で納めることもできます。口座振替をご利用になりますと、納付期日ごとに自動的にご指定の口座から引き落とされます。

**口座振替を利用できます。口座振替を利用すると、納付期日ごとに自動的にご指定の口座から引き落とされます。**

申込方法

【削除】

申し込み 3 箇所 ( 2 行目・3 行目・6 行目 ) を **申し込み** に変更 ( **し** を削除 )

Q 保険税を納められないときはどうすればよいですか？

【削除】

納期限までに保険税を納めることが難しい場合には、保険税の**分割納付**や納税を猶予する制度もありますので、

納期限までに保険税を納めることが難しい場合には、保険税の納税を猶予する制度もありますので、

Q 保険税を特別な事情もなく滞納するとどうなりますか？

【追記】

- 1 督促を受けたり、延滞金が加算されます。
- 1 督促・**催告**を受けたり、延滞金が加算されます。

よろしくお願いたします。

国民健康保険課  
資格グループ 賦課担当